・・・・・ 編集／発行 ・・・・・
吹田市都市魅力部地域経済振興室
吹田市泉町１丁目３番４０号
TEL 06-6384-1365(直通)　FAX 06-6384-1292

すいた労働啓発
キャラクター
はたラム君

ほっとわーくにゅーす

HOT WORK NEWS　Vol.44
発行：吹田市 地域経済振興室

ＳＮＳ等を通じて直接労働者を募集する際には

氏名(名称)・住所・連絡先・業務内容・就業場所・賃金 を記載しましょう

※ インターネットやSNSに募集に関する情報を載せる際は注意してください。

募集情報提供時の注意点

職業安定法では、インターネットやＸ等のSNSを含む広告等により、労働者の募集に関する情報等（以下、「募集情報」といいます）を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています。
昨今、インターネット等で犯罪実行者の募集が行われる事案が見られ、その中には、通常の募集情報と誤解を生じさせるような広告等も見受けられます。
こうした誤解が生じないよう、募集情報を提供する際には、
①氏名(名称)・②住所・③連絡先・④業務内容・⑤就業場所・⑥賃金 を記載することが必要です。

これらの情報が記載されていない場合は法令違反となりますので注意してください。

※　イメージ図

お問い合わせ

都道府県労働局　需給調整事業課室　雇用環境･均等部(室)

従業員の就業調整にお困りの事業主・人事担当の皆さま

パート・アルバイト で働く方が「年収の壁」を意識せずに 働ける環境づくりを後押しします。

「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、
壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

（1）手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の**15%以上を追加支給**（社会保険適用促進手当）	**1年目 20万円**
② 賃金の**15%以上を追加支給**（社会保険適用促進手当） 3年目以降、③の取組	**2年目 20万円**
③ 賃金の**18%以上を増額**	**3年目 10万円**

（2）労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	ー	**30万円**
3時間以上4時間未満	5%以上	
2時間以上3時間未満	10%以上	
1時間以上2時間未満	15%以上	

※　助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3／4の額。
※　1年目に（1）の取組による助成（20万円）を受けた後、2年目に（2）の取組による助成（30万円）を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

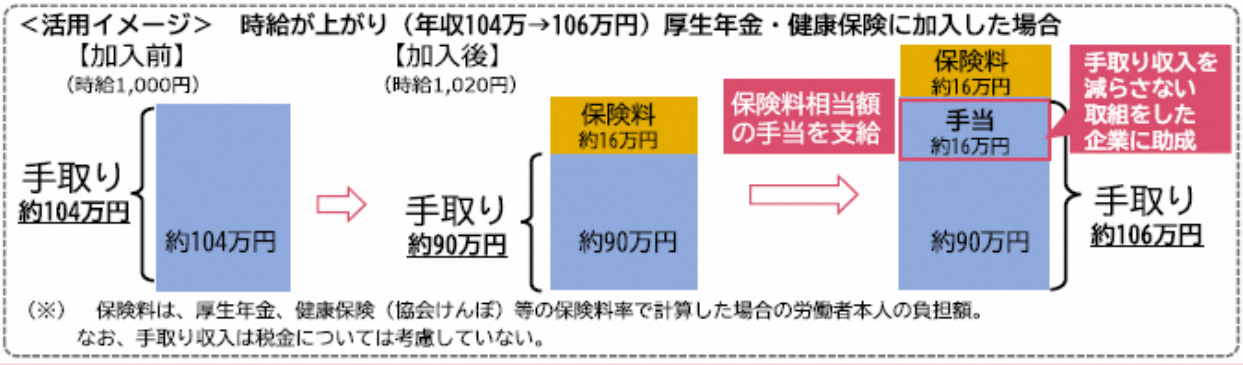

（※）　保険料は、厚生年金、健康保険（協会けんぽ）等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

（例）毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合

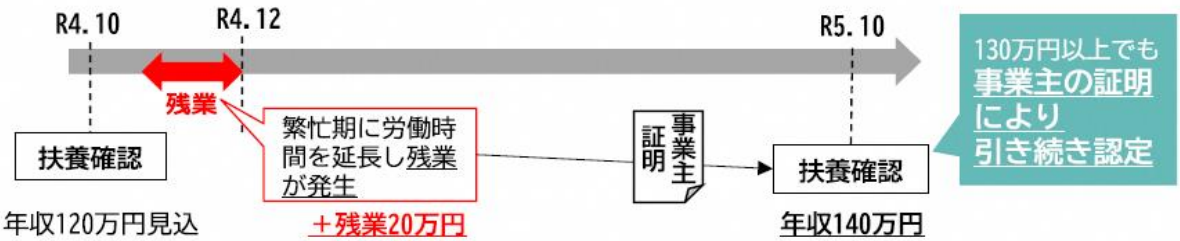

年収の壁突破・総合相談窓口　0120-030-045

受付時間平日8:30～18:15（土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はご利用いただけません。）

厚生労働省HP